

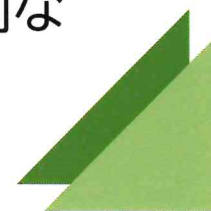
第 1 回審議会の振り返り（いただいたご意見など）①

- センター化によって、高齢大学など従来の公民館活動がなくならないか、心配。
 - 同じく、みよし町民文化祭が藤久保エリアで開催できなくなるのか、心配。
 - 同じく、従来の学校事業と公民館事業との連携、学校とサークル・団体とのつながりがなくなってしまうのか、心配。
 - センター化によって、従来の登録団体への使用料負担が生じてこないか、心配。
 - センター化によって、社会教育の専門職員がいなくなるのか、心配。
 - 窓口業務が民間に移行することで、予約手続きのサポートなど従来のサービスが受けられなくなるのか（町と利用者との関係性において）、心配。
 - 利用者の増加によって、既存団体が利用しにくくならないか、心配。
- 



第1回審議会の振り返り（いただいたご意見など）②

- 個人や営利など利用層の拡大によって、文化芸術活動の広がりが期待できる。
新たな活動領域（地域交流センター側）と 既存の団体活動（従来の公民館側）との交流・融合によって。
- そのために、文化芸術分野をプロデュースすることのできる人材配置も必要。
- 心配な事、懸念される事などを挙げていただいた。それらの事は、従来の社会教育活動の衰退につながるものとも考えられる。これまで公民館が果たしてきた役割や機能が新しい施設に受け継がれることが望ましいのではないかな。
- 課題を整理し、望ましい施設運営のあり方としてまとめあげ、それが条例などの形に表れれば良いのではないかな。



新施設移行にあたっての課題の整理（提言）①

資料2

藤久保公民館からの継承

⇒ 藤久保地域の社会教育活動の推進
⇒ 他の公民館エリアとの整合

- ① 生涯学習・社会教育における、これまでと同様の事業を行えること。
 - ➡ 法的な根拠付け（新施設の目的・役割として条例等に位置付ける）
- ② これまでの団体活動を停滞させないこと。
 - ➡ 使用料減免制度の継続（団体の保護・育成を担保。条例等で整備）
- ③ 事業を継続・拡充するための適切な組織人事体制。
 - ➡ 必要な人材の配置、職員育成、指導・助言体制の確保など
- ④ 公民館の事業・業務との連携が図られること。

新施設移行にあたっての課題の整理（提言）②

公民館の必要な機能を新施設に継承しつつ、藤久保地域の新たな社会教育活動の展開を目指す！

- ◆ 公民館で行われてきた事業や、団体により行われてきた活動の継続と、新たな利用者層や新たな事業活動の誕生
 - ➡ 両者の交流と融合が社会教育の裾野を広げ、新たな展開につなげる
 - ➡ 集い・学びの機会を創出し、社会教育の参加者や継続性を広げる



基本理念『輝く未来創造拠点(文化創造の場)』の実現

設置条例等の構成例（他市の参考例）

資料 3

新座市コミュニティセンター 条例	新座市コミュニティセンター 規則
第 1 条 設置	第 1 条 趣旨
第 2 条 名称及び位置	第 2 条 職員及び職務
第 3 条 業務	第 3 条 事務分掌
第 4 条 職員	第 4 条 館長の専決事項
第 5 条 休館日	第 5 条 利用の申請及び許可
第 6 条 利用時間	第 6 条 遵守事項
第 7 条 利用の許可	第 7 条 利用許可の取消し等
第 8 条 利用権の譲渡等の禁止	第 8 条 利用時間
第 9 条 利用許可の取消し等	第 9 条 使用料の減免
第 10 条 原状回復	第 10 条 委任
第 11 条 損害賠償	
第 12 条 入館の制限	
第 13 条 販売行為等の禁止	
第 14 条 使用料	
第 15 条 使用料の減免	
第 16 条 使用料の還付	
第 17 条 委任	

三芳町公民館の設置及び管理に関する条例	三芳町公民館使用料の減免に関する規程	三芳町公民館利用団体登録要綱
(使用料の減免) 第15条 公共団体若しくは公共的団体又は法第22条に定める公民館事業と同様の事業を行うことを目的として公民館を使用する場合においては、前条第3項の使用料を減免することができる。	(使用料の免除) 第2条 使用料を免除する場合は、次の各号に定めるところによる。 (第1号から第10号まで) (2) 公民館事業と同様の事業を行うために組織された5名以上の団体で過半数が町民の利用者であるとき。 (10) その他純然たる文化、親睦、学習等を目的として活動する団体で、特に館長が認めたとき。	※左の第2号および第10号に係る定め (登録) 第2条 ・ 3か月以上の活動実績 ・ 別記1、2に定める活動条件 ・ 公民館利用団体登録申請 (登録の更新) 第3条 毎年度の登録更新 別記1(活動条件) (1) 団体サークル活動の連携や協働 (2) 公開性の高い広報活動 (3) 公民館と同等の事業開催 (4) 公共性・公益性・地域性の高い活動への参加 別記2(審査項目) (1) 公共性・公益性・公開性 (2) 主体性 (3) 広汎な会員募集 (5) 人数要件 (6) 活動範囲 (7) 活動実績